

江戸川区議会委員会条例の一部を改正する条例

江戸川区議会委員会条例（昭和三十一年九月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「副委員長」を「副委員長が」に改める。

第十二条の二第一項中「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延に改め、同条第三項中「出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する」を「出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす」に改める。

第十八条第二項中「者は、」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第二十条第二項中「前条」を「前項」に、「終る」を「終わる」に改める。

第二十一条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第二十三条第一項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第二十四条第二項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第三項中「こえ」を「超え」に改める。

第二十六条の二第二項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）が改正され、新型コロナウイルス感染症の位置付けが五類感染症に移行されたことにより、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。